

再生可能エネルギー発電事業に係る市町村独自の条例・要綱・規制等一覧表（令和4年4月1日現在）

【a. 開発協議関係要綱・規制等】

	自治体名	名称	概要	担当課係	連絡先
1	岐阜市	岐阜市宅地開発指導要綱	太陽光発電等「建築物」に該当しない場合は対象外。	開発指導課 開発指導係	058-214-4509
2	各務原市	各務原市開発事業指導要綱	開発区域の面積1,000㎡以上 ※太陽光発電等「建築物」に該当しない場合は対象外。	都市計画課 開発指導係	058-383-7245
3	養老町	養老町宅地等開発行為に関する指導要綱	開発事業(5,000㎡以上)	建設課	0584-32-5081
4	輪之内町	輪之内町土地開発事業指導要綱	開発事業(1,000㎡以上)	経営戦略課	0584-69-3111 内線193
5	池田町	池田町小規模土地開発に関する指導要綱	開発事業(1,000㎡以上)	建設課 都市計画係	0585-45-3111 内線268
6	関市	関市開発指導要綱	開発事業(1,000㎡以上)	都市計画課	0575-23-7981
7	美濃加茂市	美濃加茂市開発事業に関する条例	開発事業(1,000㎡以上)※太陽光発電に関してはおおむね30cm以上の切土又は盛土を行う場合、開発事業に該当。	都市計画課	0574-25-2111 内線254
8	可児市	可児市市民参画と協働のまちづくり条例	開発区域内に建築物を建築しない場合、開発面積3,000㎡以上。	建築指導課 土地利用係	0574-62-1111 内線2244
9	坂祝町	坂祝町開発事業指導要綱	開発事業(1,000㎡以上)	産業建設課	0574-26-7111 内線253
10	川辺町	川辺町開発事業指導要綱	開発事業(1,000㎡以上)	基盤整備課	0574-53-7214
11	七宗町	七宗町土地開発指導要綱	開発事業(3,000㎡以上)	企画課企画係	0574-48-2291
12	八百津町	八百津町開発事業指導要綱	開発事業1,000㎡以上	建設課 建設総務係	0574-43-2111 内線2316
13	白川町	白川町自然保護条例、 白川町土地開発指導要綱	町内の自然地域において開発行為等を行うもの。 事業を計画した場合は、着手2ヶ月前までに町長に「自然地域行為に関する届出書」を提出。 ※自然地域における3,000㎡以上の開発行為は、別途開発協議が必要。	企画課企画係	0574-72-1311 内線232
14	中津川市	中津川市宅地造成事業に関する指導要綱	宅地造成(1,000㎡以上)に係る事業計画。 ※太陽光発電等は「宅地」ではないため対象外。	管理課	0573-66-1111 内線234
15	瑞浪市	瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例	【対象】 ・土地開発区域の面積が1,000㎡以上の土地開発事業。 ・瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例の適用を受ける事業。 ・特殊建築物の建築。 ・上記以外に市長が必要と認めるもの。	都市計画課	0572-68-9816 内線247
16	恵那市	恵那市太陽光発電設備設置に関する条例、 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例施行規則	開発事業(1,000㎡以上)	都市住宅課	0573-26-2111 内線238
17	土岐市	土岐市土地開発指導要綱	開発事業(1,000㎡以上)	都市計画課	0572-54-1111 内線547
18	白川村	白川村自然保護条例	村内の自然地域において開発行為等を行うもの。 事業を計画した場合は、着手2ヶ月前までに町長に「自然地域行為に関する届出書」を提出。 ※開発行為(3,000㎡以上)は、別途開発協議が必要。	観光振興課	05769-6-1311

【b. 景観関係要綱・規制等】

	自治体名	名称	概要	担当課係	連絡先
1	岐阜市	岐阜市景観条例 岐阜市景観条例施行規則 岐阜市景観計画	大規模建築物等または、景観計画重要区域内における建築物等の建築、外観の変更等を行う場合は、景観計画区域内における行為の届け出が必要。	開発指導課 景観デザイン係	058-265-3985
2	各務原市	各務原市都市景観条例 各務原市都市景観条例施行規則	大規模な行為または、重点風景地区及び景観地区において建築物の建築等の行為をする場合は届け出が必要。	建築指導課 住宅係	058-383-7218
3	山県市	山県市土地開発事業指導要綱	開発事業(3,000㎡以上)	建設課	0581-22-6832
4	大垣市	大垣市景観条例	一定規模以上の建築行為を行う場合などについては「景観形成のための行為の制限」に適合するように配慮したうえで、届出の手続きが必要。	都市計画課	0584-47-8694
5	関市	関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例 (H31.10.1施行)	太陽光発電設備設置事業(1,000㎡以上) ※建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く。 ○事前協議、届出。 ○自治会等の住民及び近隣関係者への周知。	都市計画課	0575-23-7981
6	富加町	富加町開発事業指導要綱	開発事業1,000㎡以上	建設課	0574-54-2115
		富加町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱	太陽光発電事業(1,000㎡以上) ※開発協議対象案件を除く。 ○設置事業を計画した場合は、設置着手30日前までに町長に「太陽光設置事業届出書」を提出。 概要:「事業者の責務」として「地元自治会等への周知」「設置区域等の自然環境及び生活環境への配慮」「事故等への適切な処理」等を規定。	建設課	0574-54-2115
7	多治見市	多治見市美しい風景づくり条例	太陽光発電設備(土地に自立して設置するものであり、かつ敷地面積が1,000㎡以上) 概要: ○「大規模な行為の届出書」を提出。 ○風景づくりアドバイザー会議に出席。 ○意匠、配置、高さ、色彩、材料、緑化等について基準を満たすこと。 ○事業完了届の提出。	都市政策課	0572-22-1321

【b. 景観関係要綱・規制等】(続き)

自治体名	名称	概要	担当課係	連絡先
8 中津川市	中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例 (R2.9改正/R3.4.1施行)	○目的：再生可能エネルギー発電設備の適正な整備及び維持管理を図り、市内の森林、農地等自然環境及び住環境の保全並びに潤いある豊かな地域社会の発展へ寄与すること。 ○対象：発電出力が10kW以上の野立ての太陽光施設の設置事業 ○事業者の責務： ・中津川市の自然環境、生活環境及び景観に十分配慮し、自治会等に対して事業計画について十分に説明し、事業区域周辺の住民との良好な関係を保つよう努めること。 ・地元説明会の開催、利害関係団体等と文書による協定の締結。 ・国への事業計画認定申請前に市長に届け出ること。 ・届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。	環境政策課	0573-66-1111 内線542
	中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則	上記の条令に係る各種届出等の手続きに関する規則 ・事業施行前の届出 ・事業内容の変更の届出 ・事業の着手等の届出 ・指導、助言または勧告 ・公表	環境政策課	0573-66-1111 内線542
9 高山市	高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例	再生可能エネルギー事業全般で、以下に該当する場合、手続きが必要。 500㎡以上の土地区画形質の変更等(土地利用の著しい変更を含む)、高さ10m以上の工作物の設置等。 ○市へ実施計画書を提出。 なお、3,000㎡以上の土地区画形質の変更等に該当する場合は、大規模開発構想の手続き及び開発構想届の提出が必要。 ○H29.4.1から太陽光発電設備及び風力発電設備の設置については、面積に関係なく届出が必要(高山市開発行為に関する指針に、太陽光発電設備等の設置に関する事項を追加)。	建築住宅課開発指導係	0577-35-3159

【c. その他の関係要綱・規制等】

自治体名	名称	概要	担当課係	連絡先
1 可児市	可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例	発電出力が20kW以上となる事業。 ・市と申請前協議の実施。 ・周辺関係者への周知。 ・着工前の設備設置協議・協定締結設置。 ・完了後の完了確認。 ・事業終了までの維持管理。 ・事業を終了する際の申請書届出。 ・撤去完了後の確認。 ・条例違反事業者への指導、助言及び勧告。	環境課	0574-62-1111
2 八百津町	八百津町太陽光発電設備設置事業の指導に関する要綱	太陽光発電事業(1,000㎡以上) ※開発協議対象案件を除く。 ○設置事業を計画した場合は、設置着手30日前までに町長に「太陽光発電設備設置事業届出書」を提出。 概要：「事業者の責務」として「地元住民等への周知」「設置区域等の自然環境および生活環境への配慮」等を規定。	建設課 建設総務係	0574-43-2111 内線2316
3 白川町	白川町太陽光発電設備設置事業の指導に関する要綱	太陽光発電事業(1,000㎡以上) ※開発協議対象案件を除く。 ○設置事業を計画した場合は、設置着手50日前までに町長に「太陽光発電設備設置事業届出書」を提出。 概要：「事業者の責務」として「地元自治会等への周知」「設置区域等の自然環境及び生活環境への配慮」「雨水排水の適切な処理」等を規定。	企画課	0574-72-1311 内線232
4 御嵩町	御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例	太陽光発電事業(建築物屋上設置を除く) ○設置事業を計画した場合は、経済産業省への認定申請又は変更認定申請前に計画書等を提出。 概要：「発電事業者の役割」として「地元住民への説明及び良好な関係の保持」「発電事業廃止後について、設置等の適正な処理及び跡地の有効活用への配慮」等を規定。	森林課 森づくり係	0574-67-2111 内線2144
5 中津川市	中津川市埋立て等の規制に関する条例	500～3,000㎡未満の区域への区域外からの土砂の埋め立て。 ○市長に「特定事業許可申請書」を提出	環境政策課	0573-66-1111 内線543
6 瑞浪市	瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例	【対象】 (1) 太陽光を再生可能エネルギー源とする再生可能エネルギー発電設備のうち、事業区域の面積が1,000㎡以上のもの又は事業区域の発電設備の出力が50kW以上のもの。 (2) その他市長が定める再生可能エネルギー発電設備 【概要】 ○事業抑制区域を指定。 ○再エネ特措法の規定による事業計画の認定申請前または再エネ特措法改正法の規定による事業計画の提出前に、調整書類の提出が必要。	都市計画課	0572-68-9816 内線247
7 土岐市	土岐市太陽光発電設備設置指導要綱	太陽光発電事業(1,000㎡以上) ※開発協議対象案件を除く。 ○設置事業を計画した場合は、設置着手50日前までに市長に「太陽光発電設備設置事業届出書」を提出。 概要：「事業者の責務」として「地元自治会等への周知」「設置区域等の自然環境及び生活環境への配慮」等を規定。	都市計画課	0572-54-1111 内線547
8 下呂市	下呂市土地開発事業に関する条例	太陽光発電設備の設置で地上設置式のもの。 (出力が10kW未満のものを除く。) ○法令等の規定による許可、認可、確認等の申請前に、当該事業計画について市長と協議しなければならない。	建設総務課	0576-53-2010